

細 則

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 寄附行為第 4 7 条に基づき本連盟の組織運営に関する細則を規定する。

第二章 役員・評議員

(理 事)

第 2 条 寄附行為第 1 5 条第 1 項第 1 号の理事の定数 1 8 名以上 2 0 名以内の選出区分内訳は次の通りとする。

- 一 加盟団体代表として北海道ブロック、東北ブロック、関東ブロック、中部ブロックおよび近畿以西ブロックより推薦された各 1 名計 5 名。ブロックの区分は別表 I の通りとする。
 - 二 学識経験者としてスピード部門から 2 名、フィギュア部門から 2 名および普及部門から 1 名のそれぞれ推薦された計 5 名。この推薦は、事業本部の当該部より行なう。
 - 三 一般学識経験者として 8 名～1 0 名。
- 2 前項により選任された理事が評議員であった場合は、評議員の資格を失う。この場合、前項第 1 号により選出された評議員については寄附行為第 2 2 条第 2 項の規定に従い、その者の属する加盟団体が推薦した者から選任する。

(役員候補選考委員会)

第 3 条 寄附行為第 1 5 条の役員に関してその候補者を評議員会に提案するための役員候補選考委員会を設ける。

- 2 この委員会は、現任の会長、副会長、専務理事、総務本部担当理事および事業本部担当理事をもって構成する。
- 3 この委員会は、前条の理事定員内訳区分に基づき、それぞれの分野から推薦された理事候補者を審査選考し、かつ学識経験者からの理事候補者を審査選考し、評議員会に諮る最終理事候補者を決定する。
- 4 この委員会は前項の他、評議員会に諮る監事候補者を選考する。
- 5 この委員会は前 2 項の選考を終え、これが評議員会で議決されれば解散する。

(評 議 員)

第 4 条 寄附行為第 2 2 条の評議員定数の選出区分内訳は次の通りとする。

- 一 加盟団体代表 48 名以内（都道府県加盟団体各 1 名および学連）

- 二 学識経験者 32名以内（スピード、フィギュア、普及各部門各若干名のほか中体連、高体連各1名を含む）

第三章 総務委員会

（総務委員会）

第5条 寄附行為第31条の総務委員会の掌理事項は以下の通りとする。

- 一 役員に関する事
- 二 事務局の運営に関する事
- 三 栄典、表彰、慶弔に関する事
- 四 連盟の広報に関する事
- 五 寄附行為その他諸規定、登録競技者の資格審査その他法制に関する事
- 六 競技者登録に関する事
- 七 連盟の基本財産、年度予算決算、資産の運営管理その他財務に関する事
- 八 ISUおよび各種諸外国関係団体との連絡調整に関する事

（総務本部）

第6条 総務委員会が掌理する事項で理事会で議決されたものは、総務本部として執行するものとする。

（運 営）

第7条 総務委員会（総務本部）には総務部、法制部、財務部、国際部をおき、総務委員長（総務本部長）は理事のなかから部長を指名し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

（委員会の構成）

第8条 総務委員会（総務本部）は総務委員長（総務本部長）各部部長をもって構成し、理事会に対する提案事項、諮問事項を審議する。

（部会の構成）

第9条 各部は必要に応じそれぞれ部長のもとに委員会を構成し、各部担当事項を審議するものとする。

第10条 各部の部長は総務委員会に諮り、委員を委嘱するものとする。

第四章 事業委員会

（事業委員会）

第11条 寄附行為第32条の事業委員会の審議事項は以下の通りとする。

- 一 選手強化のための基本計画の立案と指導に関する事

- 二 コーチ等指導者養成ならびに組織化に関する事
- 三 選手強化に関する情報の収集と研究、その他選手強化に関する事
- 四 スケート競技会及び演技会の実施に関する事
- 五 スケート競技役員の養成および資格の認定に関する事
- 六 バッジ・テストの実施に関する事
- 七 記録の認定に関する事
- 八 競技関係規則・規約、用具の調査研究に関する事
- 九 スケートの普及計画の立案およびその実施に関する事
- 十 普及指導員の養成および資格の認定に関する事

(事業本部)

第12条 事業委員会が審議する事項で理事会で議決されたものは、事業本部として執行するものとする。

(運 営)

第13条 事業委員会（事業本部）にはスピード部、フィギュア部、普及部をおき、事業委員長（事業本部長）は理事のなかから部長を指名し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(委員会の構成)

第14条 事業委員会（事業本部）は事業委員長（事業本部長）各部部長をもって構成し、理事会に対する提案事項、諮問事項を審議する。

(部会の構成)

第15条 各部は必要に応じそれぞれ部長のもとに委員会を構成し、各部担当事項を審議するものとする。

第16条 各部の部長は事業委員会に諮り、委員を委嘱するものとする。

第五章 加盟団体の権利義務

(競技者登録)

第17条 寄附行為第41条に基づき加盟団体はその所属する競技者（役員、選手）を本細則24条の通り区分して、この法人に毎年6月20日までに、本連盟が定める競技者登録の手続きをし、競技者登録料（別表Ⅱ）および加盟団体分担金（別表Ⅲ）は毎年7月20日までに納入しなければならない。

(加盟団体役員)

第18条 加盟団体の役員は第1種、第2種、第3種及び第4種登録競技者として登録されている者に限る。

(提出書類)

第19条 加盟団体はこの法人に対し、毎年5月20日までに次のことを書類で提出しなければならない。

- 一 役員名簿(役名、氏名、住所)
 - 二 前年度の事業報告(競技会の記録等も含む)ならびに決算。
 - 三 新年度の事業計画ならびに予算。
- 2 規程、規則等の変更、事務所の所在地変更、役員の交代はその都度速やかに報告しなければならない。
- 3 この法人の役員改選年には4月20日までに新年度評議員の氏名、住所を提出しなければならない。

(運営資金)

第20条 この法人は加盟団体に対し、その運営を援助するために、運営資金を交付する。

- 2 運営資金は6月20日までに申告された第1種から第4種までの登録競技者登録料の口数をもって算出し、算出式は別表Ⅳの通りとする。

(競技会開催権)

第21条 加盟団体はこの法人の主催、主管または後援の各種行事に所管の登録競技者を参加させ、またはそれぞれが統轄する地域において、この法人公認の競技会および演技会を開催することができる。

- 2 加盟団体はこの法人主催の競技会および演技会を、共同主催または主管のもとに開催することができる。
- 3 公式競技会については別に定める競技会規程によらなければならない。

(会報の受理と配布)

第22条 すべての加盟団体には、加盟団体分のほかに第1種から第4種までの登録競技者数を加えた会報が送付される。加盟団体はその所有する当該登録競技者にこの会報を配布する義務を負う。

第六章 登 録

(競技者登録)

第23条 この法人の登録競技者は日本国籍を有し、加盟団体の統轄地区内に居住または勤務或いは所属クラブを有する者で、その地区統轄加盟団体を通して登録手続きを行い、資格審査を経て本連盟に有資格者として登録された者をいう。ただし、外国籍の者で日本に6カ月以上居住し、外国スケート連盟に登録したことがなく、本連盟の目的に賛同する者は、資格

審査を経て登録競技者（第24条の第一、二、三、四及び第九種を除く）となることができる。

第24条 この法人の登録競技者は、以下の通り区分する。

- 一 登録競技者第1種 加盟団体が推薦する特別専門委員。
- 二 登録競技者第2種 同上スピード専門委員。
- 三 登録競技者第3種 同上フィギュア専門委員。
- 四 登録競技者第4種 同上普及専門委員。
- 五 登録競技者第5種 スピード成年選手。
- 六 登録競技者第6種 フィギュア成年選手。
- 七 登録競技者第7種 スピード少年選手。
- 八 登録競技者第8種 フィギュア少年選手。
- 九 登録競技者第9種 基礎スケート指導員・準指導員。

第25条 この法人の登録競技者になろうとする者は、毎年5月20日までに、氏名、住所、生年月日、所属クラブ、登録競技者の種別等を所定の登録用紙に記入の上、登録料を添えて所属区域の加盟団体へ申請しなければならない。

2 追加登録および登録変更の受け付けは、6月21日以降も継続されるが、登録競技者第5種から第8種の追加登録に限り、やむを得ず締切期日（6月21日）を過ぎて登録を届け出る場合は、別に定めてある登録料の倍額を添えて申請することができる。但し、翌年4月1日以降の追加登録は受け付けはしない。

3 6月21日以降の登録にともなう登録料は、加盟団体の運営資金には算入されず、全額この法人へ納められる。

（登録競技者の所属クラブ）

第26条 登録競技者が所属するクラブはいかなる場合も1つに限られる。

（登録競技者証）

第27条 登録競技者は登録完了とともにこの法人から登録競技者証が交付される。

（所属クラブの変更）

第28条 登録競技者が所属クラブを変更するときは、そのクラブが所属する加盟団体の承諾を得なければならない。登録競技者の移動で所属する加盟団体が変わる場合は、新所属加盟団体へ前所属加盟団体の登録変更承諾書を提出しなければならない。前所属加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える登録競技者はこの法人に提訴することができる。

（資格取消し）

第29条 この法人は、登録競技者が競技者資格規程の（登録無資格者）第3条に該当した場

合、又はこの法人の名誉を傷つけ、或いは義務違反等の理由で、登録審査委員会において資格取り消し処分となったときは直ちに登録を取り消す。

(登録規程違反)

第30条 登録競技者が登録規程に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格および登録競技者資格の停止または保留処分を科することがある。

(登録審査委員会)

第31条 登録に関する一般的な問題は法制部委員会において処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。

2 登録審査委員会は、専務理事、総務本部担当理事、法制担当理事、事務局長および専務理事指名の理事で構成し、専務理事が議長となる。

第七章 登録競技者の権利義務

(代表出場権)

第32条 この法人ならびに加盟団体が主催、主管または後援する競技会および演技会に参加する役員および選手は、この法人の登録競技者に限る。ただし、この法人が普及の目的をもって開催する競技会の参加者、およびこの法人の招待者ならびに第33条により参加が認められた外国人競技者はこの限りでない。

2 登録競技者はこの法人および加盟団体ならびに所属クラブ以外のものを代表して競技会に参加することはできない。ただし、学校以外のクラブに所属する登録競技者でその本人が学籍を有する大学や高等学校を代表する場合、およびこの法人あるいは加盟団体が認めるときはこの限りでない。

(外国人競技者の出場資格)

第33条 外国人競技者が、この法人の公認する競技会へ出場を希望するときは、その者の所属する国のスケート連盟から有資格者であること及び競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば、当該競技会の規定に基づき参加を認めることができる。

ただし、フィギュアの選手で、ペア及びアイスダンスのカップルで競技または演技を行う場合は、パートナーの片方は必ず本連盟の登録競技者であり、もう一方のパートナーは、一年以上日本国に居住する条件を満たし、なお、その選手の所属する国のスケート連盟から許可を得た場合は、外国籍の選手であっても競技できる。

2 本細則第23条によりこの法人に登録された外国人登録競技者は、日本選手権競技（全日本スピードスケート、全日本スプリント・スピードスケート、全日本距離別スピードスケート、全日本ショート・トラック・スピードスケート、全日本距離別ショートトラック・スピ

ードスケート、全日本フィギュアスケート）を除き競技会規程に基づき参加を認められる。

（スポーツ仲裁機構）

第34条 本連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などスケート競技またはその運営に関して、本連盟またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

（付 則）

表Ⅰ ブロック区分（細則第2条）

北海道ブロック	北海道							
東北ブロック	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県		
関東ブロック	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県
中部ブロック	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県
	岐阜県							
近畿以西	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県
	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	

表Ⅱ 登録料（細則第17条）

第1種	10,000円	第4種	10,000円	第7種	1,000円
第2種	10,000円	第5種	2,000円	第8種	1,000円
第3種	10,000円	第6種	2,000円	第9種	5,000円

表Ⅲ 加盟団体分担金 10,000円

表Ⅳ 運営資金算出式（細則第20条）

$$\text{運営資金} = \frac{10,000 \text{ 円} \times \text{第1種} \cdot \text{第2種} \cdot \text{第3種} \cdot \text{第4種登録競技者数}}{2}$$

昭和59年12月27日施行

昭和61年7月29日改正

昭和62年5月29日改正

平成5年6月3日改正

平成10年12月18日改正

平成13年5月23日改正

平成13年7月3日改正

平成14年9月21日改正

平成15年9月5日改正

